

電磁的方法による交付規定

株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）が、後記1. で定める対象書面を、後記2. で定める電磁的交付利用者に対し、後記3. 記載の方法により交付（以下「電磁的交付」といいます。）することに関しては、本規定が適用されるものとしします。なお、電磁的交付に関して、本規定に記載のない事項については、電話約定サービス規定、SMBCダイレクト利用規定等（以下「各種規定」といいます。）に準じて取り扱うものとしします。

1. 対象書面

当行が電磁的交付により提供する書面は、以下に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）としします。なお、対象書面には、当行所定の手続の履践のために郵送が必要となる書面その他法令等により電磁的交付が認められていない書面は含まれません。

- (1) 目論見書
- (2) 外貨普通預金 商品説明書
- (3) パーソナル外貨定期預金 商品説明書
- (4) 定型中長期外貨定期預金（愛称：ナイスフライト）商品説明書
- (5) 個人向け国債 商品説明書、地方債の購入取引に関する契約締結前交付書面（個人のお客さま用）、国債（個人向け国債を除く）の購入取引に関する契約締結前交付書面（個人のお客さま用）
- (6) SMBC ファンドラップ 契約締結前の書面、SMBC ファンドラップ 投資一任契約に関する約諾書
- (7) 金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面

2. 利用条件

当行の普通預金口座の利用者（以下「顧客」といいます。）は、本規定の内容について承諾または同意し、かつ、次のすべてに該当する場合に電磁的交付の利用ができるものとしします（この場合における顧客を「電磁的交付利用者」といいます。）。

- (1) 対象書面（目論見書を除きます。）の電磁的交付については、顧客が、あらかじめ当行所定の方法にて届け出たメールアドレス（以下「届出メールアドレス」といいます。）から、当行宛の電子メールにより承諾をし、当行が当該電子メールを受信した場合、また、目論見書の電磁的交付については、顧客が、届出メールアドレスから当行宛の電子メールにより同意をし、当行が当該電子メールを受信した場合、または、電磁的交付利用者が当行所定の電話による同意をした場合
- (2) 顧客がインターネットを利用できること

- (3) 顧客が使用するパソコン等において最新バージョンの PDF 閲覧ソフトが利用可能であること
- (4) 顧客が電磁的交付により交付された対象書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること
- (5) 顧客が当行のホームページから対象書面を顧客の使用するパソコン等にダウンロードすることもしくは保存することが可能であること、または、顧客が届出メールアドレス宛の電子メールに添付されている PDF 形式のファイルを受領し、顧客の使用するパソコン等にダウンロードすることもしくは保存することが可能であること
- (6) 顧客が日本国内在住かつ当行が犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認を行った個人であること

3. 電磁的方法

- (1) 当行は、紙媒体による対象書面の交付に代えて、届出メールアドレス宛の電子メールを利用して、電磁的交付利用者の使用するパソコンまたは電磁的交付利用者が契約しているデータセンター等に対象書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられた電磁的交付利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法あるいは、当行のホームページにおいて対象書面の記載事項を電磁的交付利用者の閲覧に供し、電磁的交付利用者の使用するパソコンまたは電磁的交付利用者が契約しているデータセンター等に備えられた電磁的交付利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法で、電磁的に交付します。なお、電磁的交付利用者は、届出メールアドレス等に変更がある場合には、当行所定の方法により、ただちに変更後のメールアドレス等を当行に届け出るものとします。
- (2) 前記 3. (1) の電磁的交付にあたっては、PDF 形式のファイルを利用するものとします。なお、電磁的交付利用者は、最新バージョンの PDF 閲覧ソフトを入手するものとします。

4. 電磁的交付における取扱い

電磁的交付利用者は、電磁的交付の利用にあたり、電磁的交付に関する次の取扱いについて承諾または同意するものとします。

- (1) 書面の電磁的交付は、対象書面の作成基準日が電磁的交付の利用期間中であること
- (2) 電磁的交付により交付された対象書面（作成基準日が到来し電磁的交付することが確定している書面を含みます。）につき、紙媒体での再交付は行われな
こと
（ただし、税法その他の法令の規定に基づき、電磁的交付利用者からの請求に応じて、紙媒体による再交付が義務付けられる場合を除きます。）

- (3) 紙媒体により交付された対象書面について、電磁的交付での再交付は行われな
こと
- (4) 法令の変更、監督官庁の指示その他の相当の事由があると認められる場合には電
磁的交付の利用期間中であっても電磁的交付ではなく、紙媒体により対象書面を
交付することがあること

5. 利用停止

- (1) 電磁的交付は、次の各号に該当する場合には、利用が停止されるものとします。
 - ① 電磁的交付利用者から電磁的交付を停止する旨の申し出があった場合
 - ② 当行の口座が解約された場合
 - ③ やむをえない事情により当行が電磁的交付の停止を申し出た場合
 - ④ 当行が、各種規定が定めるサービス（以下「各種サービス」といいます。）を
終了した場合（ただし、この場合、当該終了した各種サービスに関してのみ、
電磁的交付の利用が停止されるものとする）または電磁的交付を終了した場合
 - ⑤ 各種規定に基づき、各種サービスが利用停止された場合（ただし、この場合、
利用停止の対象である各種サービスに関してのみ、電磁的交付の利用が停止さ
れるものとする）
- (2) 電磁的交付利用者は、当行が定める方法により電磁的交付の停止を申し出ること
ができ、この場合、当行は当該申出を承諾するものとします。

6. 免責事項

- (1) 電磁的交付利用者が、電磁的交付の利用に際して、虚偽の申告または前記2. に
反し当行に申込みを行ったことにより電磁的交付利用者 に生じた損害について
は、当行は、責任を負いません。
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器やソフトウェア等の影響
による電磁的交付の遅延、誤作動、不能により電磁的交付利用者 に生じた損害に
ついては、当行は、責任を負いません。ただし、当行の故意または重大な過失に
より生じた損害については、この限りではありません。
- (3) 電磁的交付利用者の聞き間違い、言い間違いなどを原因として電磁的交付利用者
に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いませ
ん。
- (4) 不正アクセス、情報流出・漏洩または不正アクセス等による資金移動もしくは不
正出金等の金融犯罪等が生じた場合、そのために電磁的交付利用者 に生じた損害
については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

7. 本規定の変更または廃止

- (1) 本規定の変更または廃止（以下「変更等」といいます。）は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他の相当の方法で公表することにより、行うことができるものとします。
- (2) 変更等は、公表の際に定める一定期間を経過した日から適用されるものとします。

8. 準拠法・管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上
(2023年7月3日現在)